（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令の一部改正）

第三条　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令（平成十九年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百八円」を「百十円」に改め、同条第二号中「二百十六円」を「二百二十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の利息制限法施行令第二条及び第四条の規定、第二条の規定による改正後の貸金業法施行令第三条の二の三の規定並びに第三条の規定による改正後の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第二条の規定は、この政令の施行の日以後の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料について適用し、同日前の現金自動支払機その他の機械の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司

令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

二　上欄の暴風雨とは、令和元年台風第三号及び同年台風第五号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　吉川　貴盛

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年三月一日とする。

総務大臣　石田　真敏
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の十九第二項、第十六条第一項及び第三十七条並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条　建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一万九千二百円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条第一項中「一万九千七百円」を「一万七千円」に改める。

（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第百条中「行なつた」を「行つた」に、「第四条第一項又は第二項の試験を受けないで」を「第四条第二項又は第四項の規定にかかわらず」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第三条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表三十九の項中「第四条第二項、」を「第四条第三項、」に改め、同項の1中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項の2中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。